





健康増進係からのお知らせ

問 保健福祉課 健康増進係 476-1111 (133)

◆インフルエンザ予防接種について

10月からインフルエンザの予防接種が始まりました。なお、今年度は、全町民を対象に接種費用の一部助成を行います。

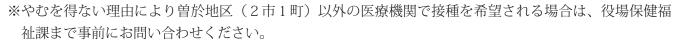
1. 接種期間について

平成23年10月1日(土)から平成24年2月29日(水)まで

2. 接種医療機関及び接種費用について

接種医療機関·・・・大崎町、志布志市及び曽於市内の医療機関接種費用は市町により異なります。

大崎町・志布志市内の医療機関・・・・1回につき2,500円 曽於市内の医療機関・・・・・・・・1回につき3,000円



3. 費用助成について

	象 者	町からの助成額		
対			大崎町または志布 志市内の医療機関 で接種した場合	曽於市内の医療機 関で接種した場合
生活保護受給者		接種費用の全額	0円	0円
上記以外の方	0~64歳	1,500 円	1,000円	1,500 円
	65 歳以上	2,000円	500円	1,000円

^{※13}歳未満については、原則として2回接種となります。2回分とも助成の対象となります。

4. その他

- 接種の際は、保険証等身元を証明するものを必ずご持参ください。
- ・生活保護受給世帯の方については、『生活保護受給証明書』がないと助成が受けられません。役場保健福祉課で 証明書を発行しておりますので接種の前に必ず役場までお越しください。

◆乳幼児医療費助成制度について

・乳幼児医療費助成制度とは?

乳幼児 (小学校就学前)の病気の早期発見と早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持増進を図るために医療費の一部負担金を助成する制度です。

対象となる人は?

町内に住所を有する小学校就学前の者(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)。

・助成の内容は?

健康保険証を使って支払った一部負担金を全額助成します。ただし、他の医療費助成制度に該当する場合や入院時の食事代、診療の事由が第三者行為(交通事故など)により発生した場合においては該当となりません。





^{※60}歳から64歳までの方で、身体障害者手帳1級(心臓・腎臓・呼吸器)に該当する方については65歳以上の方と同じ取り扱いとなります。接種の際は必ず身体障害者手帳をご持参ください。